

# 幼児教育・保育の無償化について（案内）

令和元年 7 月 1 8 日  
野田市児童家庭部保育課

## 1 幼児教育・保育の無償化について

急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、国において、幼児期の教育及び保育を行う施設等の利用に関する給付制度を創設するもので、正式名称を「子育てのための施設等利用給付」といいます。

## 2 幼児教育・保育の無償化に関する法令施行日について

子育てのための施設等利用給付制度は、子ども・子育て支援法の一部改正として位置付けられており、施行日は令和元年10月1日となっています。

## 3 子育てのための施設等利用給付制度の概要（子ども・子育て支援法第30条の11）

**この制度は、「市町村が、①の対象施設を②の支給要件を満たした子どもが利用した際に要する費用を支給する」制度です。**

- ① 対象施設・・・子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村による確認を受けたもの。

「確認」を受けることによって無償化の対象施設となります。

確認申請書類を提出されませんと、無償化の対象施設となりませんのでご注意ください。

- ② 支給要件・・・以下のいずれかに該当し、市町村の認定を受けた子ども。

- ・ 3歳から5歳まで（小学校就学前まで）の子ども。

**認可外保育施設を利用するためには、保育の必要性の認定が必要となります。**

- ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性のある子ども。

子どもの在住する市町村で施設等利用給付認定を受けるので、野田市在住の子どもを本市で認定することとなります。

★10月からの無償化実施にあたり、必要となる事務手続は以下のとおりです。

	事務手続	概要	備考
1	特定子ども・子育て支援施設等の確認	事業者は、市へ確認申請書類を提出。	※今回の作成依頼です。 7月31日（水）までに提出。
		市による提出書類の確認。	受理後審査を行い9月中に公示。

参考：利用者の手続について

2	施設等利用給付認定	保護者は、市へ給付認定書類を提出。	3～5歳児は、申請書を各家庭に郵送してください。様式は野田市ホームページよりダウンロードいただけます。
		市は提出された書類の審査を行い、無償化給付の対象者として認定。	
3	施設等利用費の請求	施設利用に要する費用を支給。	

#### 4 無償化の実施に関する対象施設の確認について（子ども・子育て支援法第58条の2）

**野田市が施設等利用給付の支給に係る施設であると確認した施設のことを「特定子ども・子育て支援施設等」と言います。**これは、児童福祉法に基づく認可外保育施設としての届出があることを前提として、子ども・子育て支援法に基づく施設等利用給付を実施する観点から、給付対象となる事業者を確定することと、その施設が満たすべき保育の質や運営基準を満たしていることを把握するとともに、必要に応じて調査等を行うことができるようになります。

また、この「確認」は施設所在地の市町村が行うものですが、他市町村においても効力を有します。

##### （1）子ども・子育て支援施設に求める運営基準について

###### ○保育の質の基準

⇒内閣府令で定める基準（認可外保育施設に対する指導監督基準等）

###### ○施設で満たすべき運営基準

⇒野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

- |    |   |
|----|---|
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育を提供した日、時間帯、具体的な保育の内容の記録</li> <li>・ 利用料や実費の徴収可能費目及び手続（保護者への説明と同意を含む）</li> <li>・ 領収証（無償化の対象経費と対象外経費の区分等）等の交付</li> <li>・ 秘密保持</li> <li>・ 職員、設備及び会計記録等の諸記録の整備</li> </ul> |
|----|---|

##### （2）確認に関する事務手続について

###### ア 提出書類

###### （1. 全施設共通）

	提出書類	添付書類
1	野田市特定子ども・子育て支援施設等確認申請書	定款・寄付行為及び登記事項証明書 役員の氏名・生年月日・住所の一覧及び子ども・子育て支援法第58条の10第2項に規定する、申請をできない者に該当しないことを誓約する書面

###### （2. 認可外保育施設）※事業所内保育施設の設置届を県に提出しているものを含む。

	提出書類	添付書類
2	別紙様式2	認可外保育施設設置届及び変更届の写し 料金表及び利用案内・パンフレット 認可外保育施設施設指導監督を満たす証明書の写し 職員の研修受講状況に関して、研修の修了証の写し等研修を受講したことがわかる書類（ベビーシッター及び1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設のみ）

※指導監督基準は、経過措置として5年間は満たせていなくとも無償化対象となります。

※認可外保育施設様式の3ページ目については、ベビーシッター及び1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設のみ使用してください。

(3. 預かり保育事業)

	提出書類	添付書類
2	別紙様式3	認定こども園…認可又は認定証の写し 幼稚園、特別支援学校…認可を受けたことを証する書類の写し 料金表及び利用案内・パンフレット 預かり保育事業に従事する担当職員の名簿 (職員の氏名及び資格・研修終了の有無がわかるもの) 施設の図面 (預かり保育事業の実施場所を明示したもの)

(4. 一時預かり事業)

	提出書類	添付書類
2	別紙様式4	一時預かり事業開始届及び変更届の写し 料金表及び利用案内・パンフレット

(5. 病児保育事業)

	提出書類	添付書類
2	別紙様式5	病児保育事業開始届及び変更届の写し 料金表及び利用案内・パンフレット 施設の図面 (保育室等の配置がわかるもの)

※4・5について、市からの委託を受けた事業者が実施する場合には別紙様式は不要です。

イ 提出方法

郵送または持参

ウ 提出先

〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1  
野田市児童家庭部保育課管理係 (市役所高層棟2階)

エ 提出期日

令和元年7月31日(水) ※当日消印有効

オ 記載にあたっての注意

提出書類については漏れの無いように記載し、確認申請書には押印(誓約書に使用する代表者印)をすること。

5 無償化に関する今後の予定について

時期	予定	内容
7月31日	確認申請書類提出期限	
8月6日～	利用者からの施設等利用給付認定申請 開始 市へ提出	野田市ホームページに申請書を掲載予定。 ダウンロードしたものに記載し、各自で提出するように周知してください。
9月中	無償化対象施設の公示	野田市ホームページ上で公示予定。